\bigcirc 総 務 省 告 示 第

号

和 電 元 年 波 総 法 施 務 行 省 告 規 則 示 第 昭 和 号 + 電 五. 波 年 法 電 施 波 監 行 理 規 則 委 第 員 숲 六 条 規 則 \mathcal{O} 第 + \mathcal{O} 兀 兀 号) \mathcal{O} 規 定 第 に 六 基 条 づ \mathcal{O} き 同 \mathcal{O} 条 匹 に \mathcal{O} 規 規 定 定 す に る 基 づ 総 き、 務 大

が 別 に 告 示 す る 条 件 を 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 令 和

年

月

日

か

5

施

行 す

る。

令

臣

年 月 日

令

和

総 務 大 臣 高 市 早 苗

付 \mathcal{O} L 傍 次 た 線 \mathcal{O} 規 を 表 定 付 に ょ L 以 た り 下 部 分 改 対 \mathcal{O} 正 象 ょ 前 規 う 欄 定 に に 改 掲 と げ \Diamond る 1 う 改 規 正 定 前 \mathcal{O} 欄 傍 は 及 線 当 び を 該 改 付 対 正 L 象 後 た 規 欄 部 定 に 分 を 対 を 改 応 ک 正 L れ 後 7 に 掲 欄 対 に げ 応 掲 す る げ そ る る \mathcal{O} 改 ŧ 標 正 \mathcal{O} 記 後 部 欄 \mathcal{O} ょ 分 に う に 掲 に げ 改 る 重 \Diamond 傍 規 る。 線 定

本致正案は、令和元年10月8日の電波監理審議会の答申を受けて新設予定の告示の一部致正をするものである。

六			四一		
	五七强以上六六强未満	五七品以上六四品未満周波数	ずれかのものであること。施行規則第六条第四項第二	「格」 がいのものであること。 がれかのものであること。 施行規則第六条第四項第二4[一・二 略]	
	〇・二五〇ワット以下	○・○一ワット以下空中線電力	号印に規定するものにあっては、	のものであること。 -規則第六条第四項第二号⑪に規定するものにあっては、略]	改正後
	る。 十三号に規定するものに限 設備規則第四九条の十四第	設備規則第四九条の十四第 十二号に規定するものに限	1、周波数及び空中線電力が次のい	は、周波数及び空中線電力が次のい	
五~七 [同上]				「格】	改正前